

# 定 款

扶桑薬品工業株式会社

# 扶桑薬品工業株式会社定款

## 第 1 章 総 則

第 1 条 当社は扶桑薬品工業株式会社と称し、英文では Fuso Pharmaceutical Industries, Ltd. と記す。

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 医薬品、医薬部外品、動物用薬品、農薬、工業用薬品、各種化学製品、衛生材料、医療用機械器具、化粧品製造、販売並に貿易。
2. 保健用飲食品、栄養食品、滋養飲料、雑酒の製造、販売並に貿易。
3. 人工臓器の研究開発、技術者養成並に医療施設の経営。
4. 医療用機械器具の賃貸、修理。
5. 不動産及び付帯設備の賃貸。
6. 前各号に付帯関連する一切の事業並に投資。

第 3 条 当社は本社を大阪市におく。

第 4 条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第 5 条 当社の公告は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 2,000 万株とする。

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権

利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て、および募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 次条に定める請求をする権利

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 10 条 当社は株主名簿管理人をおく。  
株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。

第 11 条 当社は、株主総会の決議により、買収防衛策を導入することができる。  
前項に定める「買収防衛策」とは、当社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず募集株式を発行等または新株予約権の無償割当て等を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。  
当社は、買収防衛策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。  
当社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。

1. 買収防衛策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと
2. 当社が当該新株予約権を取得する際に、これと引換えに交付する対価の有無および内容について、非適格者と非適格者以外の者として別異に取扱うことができること

第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株主総会

第 13 条 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。

- 第 14 条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
- 第 15 条 株主総会の議長には社長になる。  
社長に事故があるときは、取締役会の決議による順序に従い他の取締役がこれにあたる。
- 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。  
当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
- 第 17 条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
- 第 18 条 株主は当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる、  
株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### 第 4 章 取締役および取締役会

- 第 19 条 当社は取締役 15 名以内をおく。
- 第 20 条 取締役は株主総会で選任する。  
取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
取締役の選任は累積投票によらない。
- 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。  
補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期

問と同一とする。

- 第 22 条 取締役会は社長が招集し議長となる。  
社長に事故があるときは、取締役会の決議による順序に従い他の取締役がこれにあたる。
- 第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。
- 第 24 条 取締役会は取締役の過半数の出席によって成立し、決議はその過半数をもって行う。
- 第 25 条 取締役が取締役会の会議の目的である事項について提案をした場合において、当該議決に加わることのできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- 第 26 条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定することができる。
- 第 27 条 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名、社長 1 名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
- 第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の額は、法令が定める金額とする。
- 第 29 条 取締役会の推薦により相談役、顧問各若干名をおくことができる。

## 第 5 章 監査役および監査役会

- 第 30 条 当社は監査役 5 名以内をおく。
- 第 31 条 監査役は株主総会で選任する。  
監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。  
補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の残任期間と同一とする。
- 第 33 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。
- 第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。
- 第 35 条 監査役会の決議は、法令で特別に定められたもののほかは監査役の過半数をもって行う。
- 第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

## 第 6 章 計 算

- 第 37 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。
- 第 38 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
- 第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。  
当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。  
配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

### (附則)

- 第 1 条 変更前定款第 16 条の規定の削除および変更後定款第 16 条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに定める施行日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条はなお有効とする。

本条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2022 年 6 月 29 日 改定